第３【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(65)

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　第二部中「第２　企業の概況」から「第４　設備の状況」までの記載については、次によること。

［(a)・(b)　略］

(c)　財務書類として連結財務諸表と個別財務諸表の両者を掲げている場合には、次によること。

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

②　［略］

ｈ　「第四部　特別情報」のうち、「第１　最近の財務書類」及び「第２　有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第３　保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

ｉ　［略］

［(2)・(3)　略］

(4)　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

［(5)～(9)　略］

(10)　新規発行株式

［ａ～ｃ　略］

ｄ　新規発行株式が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

［(a)・(b)　略］

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。(d)及び(e)において同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

［(d)～(f)　略］

［ｅ～ｈ　略］

［(11)～(13)　略］

第３【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】(67)

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　同左］

ｇ　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　［同左］

①　財務諸表等規則第131条第１項又は第２項の規定により提出会社が本国又は本国以外の本邦外地域の用語、様式及び作成方法によることとされている場合において、当該本国又は本国以外の本邦外地域において主たる財務書類が連結財務諸表とされているときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び業績の概要を記載すること。

②　［同左］

ｈ　「第四部　特別情報」のうち、「第１　最近の財務書類」及び「第２　有価証券の様式」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第３　保証会社の最近の財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。

ｉ　［同左］

［(2)・(3)　同左］

(4)　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、届出書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの（以下この(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の５第１項の規定により届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

［(5)～(9)　同左］

(10)　新規発行株式

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　［同左］

［(a)・(b)　同左］

(c)　当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。以下このｄにおいて同じ。）との間で締結する予定の取決めの内容（締結する予定がない場合はその旨）

［(d)～(f)　同左］

［ｅ～ｈ　同左］

［(11)～(13)　同左］